

建設工事の総合評価方式における低入札価格調査制度の試行について

当公社では、不当なダンピング防止を目的として最低制限価格制度を導入しているところですが、このたび更なる品質確保に向け、下記1に掲げる入札手続きに際して、低入札価格調査制度を試行いたします。

入札参加ご希望の皆様におかれましては、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

1. 対象とする入札方式

一般競争入札（総合評価方式）において入札を行う建設工事案件

2. 公社における制度試行の概要

公社における低入札価格調査制度とは、総合評価により審査されて得られた評価値が最も高い者の入札価格が、あらかじめ基準となる価格（調査基準価格（税抜）※1）を下回る価格での入札であった場合、契約内容に適合した履行が確保されるか否かを発注者が調査を行い、履行が可能と判断すれば落札者としますが、履行されないおそれがあると判断した場合は落札者とせず、次に評価値が高かった者を落札候補者とする制度です。

ただし、次に評価値が高かった者も調査基準価格（税抜）未満での入札であった場合、同様に調査を行い落札者を決定します。

なお、一定の価格を下回る入札を失格とする基準価格（失格基準価格（税抜））を設けます。

※1 調査基準価格の算定方法は、最低制限価格の算定方法と同様です。

3. 失格基準価格について

$$\text{失格基準価格（税抜）} = \text{調査基準価格（税抜）} \times 0.99$$

（計算結果に百円以下の端数が出た場合は、切り上げて千円単位とする。）

上記の式で算定された失格基準価格（税抜）を下回った価格で入札した者は**失格**とします。

【計算例】

調査基準価格（税抜）＝677,101,600 円の場合

失格基準価格（税抜）＝677,101,600×0.99

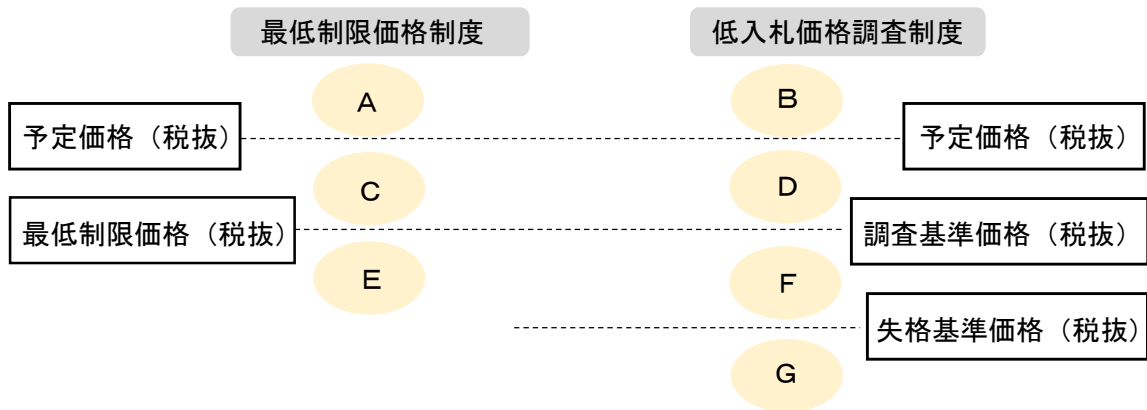
＝670,330,584

➡670,331,000 円

百円以下端数切り上げ

670,331,000 円未満での入札は失格となります。

4. 低入札価格調査 イメージ図



AまたはBの範囲での入札……予定価格超過

CまたはDの範囲での入札……総合評価による評価値の最も高い者が落札

EまたはGの範囲での入札……失格

Fの範囲での入札……総合評価による評価値の最も高い者について、契約内容に適合した履行が確保されるか否か調査を行い、履行が可能と判断すればその者を落札者とする。

5. 調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (3) 予定価格（税込）が5億円以上の工事においては、現場に配置する技術者を1名追加すること。（追加する技術者は、競争参加資格条件を満たす技術者であること。）
- (4) 予定価格（税込）が5億円未満の工事においては、主任技術者又は監理技術者は専任で配置すること。（現場代理人との兼務は認めないものとする。）
- (5) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

※調査基準価格を下回った価格で契約する場合、特例監理技術者制度は利用できませんの
ご注意ください。

6. その他

詳細は、別添「建設工事低入札価格調査試行要領」をご確認ください。